

令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

税制改正により、令和6年度から町民税・県民税の均等割額と併せて、一人あたり年額1千円の森林環境税が課税されます。

■**森林環境税（国税）とは** 温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設されました。

納付いただいた森林環境税は、国をとおして森林環境譲与税として、人口や私有林人工林面積により按分して都道府県・市区町村に譲与されます。

■**納税義務者** その年の1月1日に国内に住所を有する個人

■**非課税基準** ①1月1日時点で生活保護法による生活扶助を受けている人 ②障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 ③前年の合計所得金額が次の表に該当する人

区 分	森林環境税（国税）	参考：均等割（町民税・県民税）
扶養親族がいない人	41.5万円以下	42万円以下
扶養親族がいる人	31.5万円×（扶養親族の数+1） +28.9万円以下	32万円×（扶養親族の数+1） +29万円以下

※森林環境税と町民税・県民税の均等割の非課税の基準となる金額が異なるため、森林環境税のみ課税となる場合があります。

■税率

一人あたり年額1千円

		令和5年度まで	令和6年度以降
森林環境税	国 税	—	1,000円
	均 等 割	—	—
均 等 割	県民税	1,800円	1,300円
	町民税	3,500円	3,000円
合 計		5,300円	5,300円

町民税・県民税の均等割額には、平成26年度から令和5年度までの10年間、東日本大震災復興基本法に基づき、年額1千円（町500円、県500円）が加算されていました。令和6年度からは、この臨時措置がなくなり、新たに森林環境税（年額1千円）が導入されます。

■**森林環境譲与税の用途** 森林環境譲与税は、森林の整備や人材の育成、木材利用・普及啓発などに充てることとされています。

大磯町では、病虫害被害対策として、被害木の伐倒燻蒸及び焼却や対処を学ぶための講習会の開催、令和元年度から令和4年度までは、新たに林業を始める担い手を育成する研修などの事業を実施しました。また、令和5年度からは、町内の森林整備や保全管理を進めるための「森林経営管理意向調査」を実施しています。詳細は、町ホームページをご覧ください。

問森林環境税について 税務課 ☎内線253

問森林環境譲与税について 産業観光課 ☎内線262

下水道供用開始区域が広がります

問下水道課 ☎内線224

5月1日から東小磯、西小磯、国府本郷、国府新宿、生沢、虫窪、月京地区の一部で、新たに下水道を供用開始します。

公共下水道が使える区域でくみ取りトイレをご利用の方は、供用開始日から3年以内に水洗トイレに改造を、浄化槽をご利用の方は遅滞なく、公共下水道に接続することが義務付けられていますので、排水設備接続工事を行ってください。

供用開始日から3年以内に接続する場合には、一定の条件を設けて奨励金の交付、または融資あっせんの制度があります。

なお、接続工事は、町指定工事店にお申込みください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。



▲供用開始区域はこちら



▲排水設備接続工事についてはこちら

【奨励金の交付額】

接続工事費用	供用開始からの経過年数		
	1年目	2年目	3年目
5万円以上 15万円未満	12,000円	8,000円	4,000円
15万円以上 30万円未満	21,000円	14,000円	7,000円
30万円以上 40万円未満	27,000円	18,000円	9,000円
40万円以上	30,000円	20,000円	10,000円

※接続工事費用、供用開始経過年数に応じて、交付します。